

市議会定例会提出議案（公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2 0 0 4 年（平成 1 6 年）1 1 月 1 2 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 2 9 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
について

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を次のように改正する。

2004年（平成16年）12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（次項において「従事者」という。）」を削る。

第10条を第11条とし，第9条の次に次の1条を加える。

（教育委員会が管理する公の施設への適用）

第10条 この条例を教育委員会が管理する公の施設に適用する場合には，この条例中「市長」とあるのは「教育委員会」と，「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは，教育委員会が管理する公の施設の管理の業務を指定管理者に行わせるため，必要な規定の整備等をする必要による。